

## 【記載例4】(国外転出)

平成29年8月23日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限(平成30年3月15日)までに納税猶予の特例を適用して確定申告をする場合(国外転出の時までに対象資産の譲渡等がある場合)

- 1 国外転出の時(平成29年8月23日)に所有等している対象資産
  - (1) 上場株式(銘柄等:A不動産)【上場株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 120,000,000円
    - ・「取得費」 100,000,000円
  - (2) 未決済デリバティブ取引(銘柄等:為替証拠金)
    - ・「国外転出の時の利益の額」 5,000,000円
- 2 平成29年中において、国外転出の時までに譲渡等した対象資産
  - (1) 上場株式(売渡日:平成29年2月21日)【上場株式等に該当】
    - ・「収入金額」 1,400,000円
    - ・「必要経費」 1,014,000円
    - ・「差引金額」 386,000円
  - (2) 未公開株式(売渡日:平成29年4月25日)【一般株式等に該当】
    - ・「収入金額」 350,000円
    - ・「必要経費」 200,000円
    - ・「差引金額」 150,000円
  - (3) デリバティブ取引(差金等決済日:平成29年7月11日)
    - ・「差金等決済に係る利益の額」 500,000円
    - ・「手数料等」 15,000円
- 3 給与収入
  - ・「収入金額」 17,200,000円
  - ・「所得金額」 15,000,000円

### 《記載手順》

時までに届出の  
国外転出の

「所得税の納税管理人の届出書」を作成します。(2ページ参照)

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》」を作成します。(3~4ページ参照)

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。(5ページ参照)

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を作成します。(6ページ参照)

「申告書B第一表」、「申告書B第二表」、「申告書第三表」を作成します。(7ページ参照)  
※ 申告書B第一表及び第二表の記載方法は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を作成します。(8ページ参照)

確定申告期限(翌年3月15日)までに届出

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署受付印

1 0 7 0



所得税・消費税の納税管理人の届出書

〇〇 税務署長  
29年 8月 3日提出

納税地	住所 <sup>○</sup> 居住地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒〇〇〇-××××) 〇市××町△△1-2-3 (TEL 〇〇〇-△△△-××××)	
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - )  (TEL - - )	
フリガナ	コクゼイ イチロウ	生年月日
氏名	国税 一郎	大正 昭和 平成 33年 1月 12日生
個人番号	〇:〇:〇:〇   △:△:△:△   ×:×:×:×	
職業	会社員	フリガナ 屋号

所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。

1 納税管理人

〒 ××× - ××××  
住所 (居所) 〇市××町△△4-5-6  
フリガナ トウキョウ タロウ  
氏名 東京 太郎 本人との続柄 (関係) 関与税理士  
職業 税理士 電話番号 △△△ - ××× - 〇〇〇〇

2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所

789, ×××, △△△, 〇〇〇〇

3 納税管理人を定めた理由

海外勤務のため

4 その他参考事項

- (1) 出国 (予定) 年月日 平成 29年 8月 23日 ・ 帰国予定年月日 平成 32年 8月 23日
- (2) 国内で生じる所得内容 (該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)  
事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得  
上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ( )
- (3) その他  
国外転出時課税の適用予定

関与税理士  
東京 太郎  
(TEL △△△-×××-〇〇〇〇 )

税務署整理欄	整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						
確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )							

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 29 年分】

整理番号

〔平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

住所	○市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コケイ イチロウ 国税 一郎
電話番号(連絡先)	○○○-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名(電話) 東京 太郎 (△△△-×××-○○○○)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の日	平成 29 年 8 月 23 日	・平成 19 年 8 月 23 日 ～平成 29 年 8 月 22 日
		<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3日前の日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 相続開始の日	平成 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (基金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円
	雑所得 (その他)			
	総合課税 短期			
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡	120,000,000	100,000,000	20,000,000
	先物取引	5,000,000	-	5,000,000

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。  
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (基金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円
	雑所得 (その他)			
	総合課税 短期			
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。





【平成 29 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3	フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員
		関与税理士名 (電話)	東京 太郎 (△△△-×××-〇〇〇〇)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	(350,000) 円 350,000	(1,400,000) 円 121,400,000
	その他の収入 ②		
	小計 (①+②) ③	申告書第三表②へ (350,000) 350,000	申告書第三表②へ (1,400,000) 121,400,000
必要経費又は譲渡要し費用等	取得費(取得価額) ④	(200,000) 200,000	(1,000,000) 101,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		(14,000) 14,000
	⑥		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦	(200,000) 200,000	(1,014,000) 101,014,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	(150,000) 150,000	(386,000) 20,386,000	
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩		
所得金額(⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)	⑪	申告書第三表④へ (150,000) 150,000	黒字の場合は申告書第三表④へ (386,000) 20,386,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	⑫		申告書第三表⑤へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑦へ (150,000) 150,000	申告書第三表⑦へ (386,000) 20,386,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上

様式 各の

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」

この【記載例4】では、国外転出の時までに譲渡した未公開株式の収入金額等(1ページ事例説明2(2)参照)を「一般株式等」欄に記載し、国外転出の時までに譲渡した上場株式の収入金額等(1ページ事例説明2(1)参照)と、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を合計した金額を「上場株式等」欄に記載してください。

また、この【記載例4】では、納税猶予の特例の適用がありますが、納税猶予の特例の対象とならない金額がありますので、その金額を上段にかっこ書で記載してください。この場合、国外転出の時までに譲渡した未公開株式及び上場株式の収入金額等を上段にかっこ書で記載してください。

なお、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」の収入金額等がある場合は、本書した収入金額等に加算するとともに、かっこ書にも加算して記載してください。

# 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面)を参照してください。

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → 事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

(平成 29 年分)

氏名 国税 一郎

		A	B	C	合計 (③から⑩までの計)
取引の内容	種類	為替証拠金 米ドル/円			
	決済年月日	29・7・11	・	・	
	数量	(30) 130	枚	枚	枚
	決済の方法	(仕切)			
収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	(500,000) 5,500,000	円	円	円
	譲渡による収入金額(※) ②				
	その他の収入 ③				
	計 (①+③)又は(②+③) ④	(500,000) 5,500,000			(500,000) 5,500,000
必要経費等	手数料等 ⑤	(15,000) 15,000			(15,000) 15,000
	②に係る取得費 ⑥				
	その他の経費 ⑦				
	⑧				
	⑨				
	小計 (⑦から⑨ までの計) ⑩				
	計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪	(15,000) 15,000			(15,000) 15,000
	所得金額 (④-⑪) ⑫	(485,000) 5,485,000			(485,000) 5,485,000

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1.損失額又は所得金額」欄のFの⑫(収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1.損失額又は所得金額」欄のFの⑫)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1.損失額又は所得金額」欄のFの⑫)に「0」と書いてください。

この【記載例4】では、国外転出の時までに差金等決済をした先物取引の収入金額等(1ページ事例説明2(3)参照)と、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・先物取引」の収入金額等を合計した金額を記載してください。

また、この【記載例4】では、納税猶予の特例の適用がありますが、納税猶予の特例の対象とならない金額がありますので、その金額を上段にかっこ書で記載してください。この場合、国外転出の時までに差金等決済をした先物取引の収入金額等を上段にかっこ書で記載してください。

なお、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」の収入金額等がある場合は、本書した収入金額等に加算するとともに、かっこ書にも加算して記載してください。

《第三表》

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書 (分離課税用)

FA0036

国外転出時課税における納税猶予の特例の適用を受ける場合は、特例適用条文（所法第137条の2第1項）を記載してください。

住所 所号 〇市××町△△1-2-3  
氏名 フリガナ コクセイ イチロウ  
氏名 カナ 国税 一郎

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
〇	法第137条	2	1項

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉔	
			軽減分	㉕	
		長期譲渡	一般分	㉖	
			特定分	㉗	
			軽減分	㉘	
			一般株式等の譲渡	㉙	350000
			上場株式等の譲渡	㉚	121400000
			上場株式等の配当等	㉛	
			先物取引	㉜	5500000
			山林	㉝	
	退職	㉞			

所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉙	
			軽減分	㉚	
		長期譲渡	一般分	㉛	
			特定分	㉜	
			軽減分	㉝	
			一般株式等の譲渡	㉞	150000
			上場株式等の譲渡	㉟	20386000
			上場株式等の配当等	㊱	
			先物取引	㊲	5485000
			山林	㊳	
	退職	㊴			

税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨	15000000
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉕)	㉕	2000000
		㉙ 対応分	㉙	13000000
		㉚⑩ 対応分	㉚	000
		㉛⑪⑫ 対応分	㉛	000
		㉜⑬ 対応分	㉜	20536000
		㉝⑭ 対応分	㉝	000
		㉞⑮ 対応分	㉞	5485000
		㉟⑯ 対応分	㉟	000
		㊱⑰ 対応分	㊱	000

税金の計算	税額	㉚ 対応分	㉚	2754000
		㉛ 対応分	㉛	
		㉜ 対応分	㉜	3080400
		㉝ 対応分	㉝	
		㉞ 対応分	㉞	822750
		㉟ 対応分	㉟	
		㊱ 対応分	㊱	
		㊲から㊳までの合計 (申告書B第一表の㉞)	㊲	6657150

その他	株式等 配当等 先物取引	本年分の㉞から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉞	
		本年分の㉟から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉟	
		本年分の㊱から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊱	
		本年分の㊲から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊲	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

申告書B第一表及び第二表の記載方法は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書B第一表の種類欄「分離」及び「国出」を「〇」で囲ってください。

《第一表》

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B		FA0123
種類	青色	〇
〇	〇	〇
損失修正		

種類 青色 〇 〇 損失修正

第三表 (平成二十八年分以降以降用) 第三表は、申告書Bの第一表・第二表



【平成 29 年分】

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住所	〇市××町△△1-2-3		フリガナ氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎	
電話番号(連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名(電話)	東京 太郎 (△△△-×××-〇〇〇〇)

【平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】  
○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算			
所得金額	総合課税	事業(営業等) ①	
		雑 ②	
		総合譲渡・一時 ③	
		申告書B第一表④から⑥ 対応分 計 ④	15,000,000
		総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④) ⑤	15,000,000
分離課税	申告書B第三表⑦から⑩ 対応分 計 ⑥		
	一般株式等の譲渡 ⑦	150,000	
	上場株式等の譲渡 ⑧	386,000	
	上場株式等の配当等 ⑨		
	先物取引 ⑩	485,000	
		申告書B第三表⑪⑫ 対応分 計 ⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬)		⑫	2,000,000
課税される所得金額	⑤ 対応分 ⑬	13,000,000	
	⑥ 対応分 ⑭	,000	
	⑦⑧ 対応分 ⑮	536,000	
	⑩ 対応分 ⑯	,000	
	⑪ 対応分 ⑰	485,000	
	⑫ 対応分 ⑱	,000	
税金の計算	⑬ 対応分 ⑲	2,754,000	
	⑭ 対応分 ⑳		
	⑮ 対応分 ㉑	80,400	
	⑯ 対応分 ㉒		
	⑰ 対応分 ㉓	72,750	
⑱ 対応分 ㉔			

⑲から㉔までの合計 ㉕	2,907,150
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑳から㉑ 対応分 計)	㉖
差引所得税額 (㉕-㉖) ㉗	2,907,150
災害減免額 ㉘	
再差引所得税額(基準所得税額) (㉗-㉘) ㉙	2,907,150
復興特別所得税額 (㉙×2.1%) ㉚	61,050
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚) ㉛	2,968,200
外国税額控除 ㉜	

納税猶予税額の計算		
(申告書B第一表④-⑪)の金額	㉞	6,796,950
(⑪-⑫)の金額	㉟	2,968,200
納税猶予分の所得税額等(㉞-㉟) (※)	㊱	3,828,700
申告書B第一表⑭欄の金額	㊲	3,985,100
納税猶予税額	㊳	3,828,700
㊳<㊲…㊳の金額	㊴	
㊳≥㊲…㊳の金額	㊵	3,828,700

申告期限までに納付する金額	
㊱-㊵	㊶
	156,400

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合  
遺産分割等がある場合は、所法第151条の6第1項第 号

《第一表(右中部)》

⑲から㉔までの合計	2,907,150
災害減免額	
再差引所得税額(基準所得税額)	2,907,150
復興特別所得税額(2.1%)	61,050
所得税及び復興特別所得税の額	2,968,200
外国税額控除	
所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額	
差引所得税額	2,907,150
復興特別所得税額	61,050
所得税及び復興特別所得税の額	2,968,200
外国税額控除	
申告期限までに納付する金額	156,400

(注) ㉛の金額が申告期限までに納付する金額となりますので